

基労補発第 0227001 号
平成 16 年 2 月 27 日

労働局
総務部（労働保険徴収部）長 殿
労働基準部長

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長
(公 印 省 略)

特別加入情報検索システムの運用について

特別加入情報検索システムの実施については、平成 15 年 11 月 4 日付け基労補発第 1104001 号「特別加入に係る情報の確認業務の電子化について」によって通知したところであるが、今般、特別加入情報検索システムにおいて用いる情報検索用ソフトウェアを送付するので、この運用に当たっては下記に留意し、有効に活用されたい。

記

1 情報検索用ソフトウェアの運用場所について

特別加入情報検索システムは、情報の外部漏洩を防止するため、労働基準行政情報システム上に限って運用し、これ以外のパソコンにおいて情報の登録、変更、保存その他の運用を行わないこと。

したがって、情報検索用ソフトウェアは、別紙「セットアップ手順書」により労働基準行政情報システムのネットワーク共有ドライブ（J ドライブ）に保存し、使用すること。

2 情報の転送について

特別加入情報検索システムにおいては、都道府県労働局（以下「局」という。）から労働基準監督署（以下「署」という。）に特別加入に係る情報を転送することによって局署間で情報を共有することができるが、情報の漏洩を防止するため、局から署に情報を転送するに当たっては、労働基準行政情報システム内の掲示板又は電子メールを使用することとし、一般のインターネットにおける電子メール等は使用しないこと。

なお、掲示板の使用方法等については、「労働基準行政情報システム機械処理手引概要・共通編システム更改版」の 58 頁「電子掲示板」及び 78 頁「電子メール」並びに「特別加入情報検索システム操作マニュアル」の 202 頁「27-3 署配布用データ出力」及び 246 頁「33-3 署配布用データ取り込み」を参照す

ること。

3 特別加入情報検索システムの操作方法について

操作方法の詳細については、「特別加入情報検索システム操作マニュアル」を参照すること。

なお、「特別加入情報検索システム操作マニュアル」は局用 MO ディスク及び署用 MO ディスクに収録されているほか、印刷のうえ別途送付する予定である。

4 情報検索用ソフトウェア及び「特別加入情報検索システム操作マニュアル」の送付数について

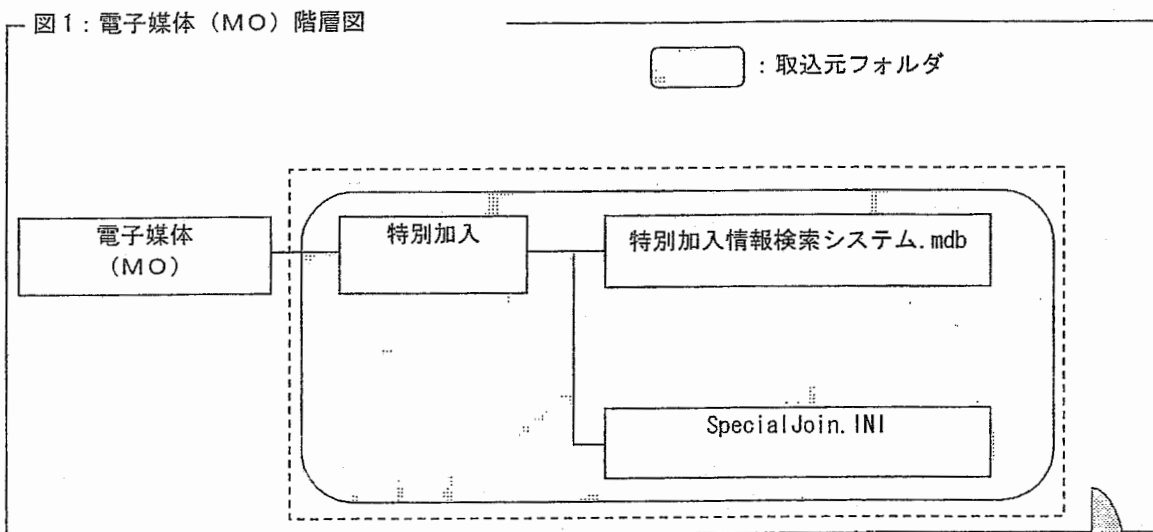
検索用ソフトウェア（局用 MO ディスク）を各局 1 個送付するほか、検索用ソフトウェア（署用 MO ディスク）及び「特別加入情報検索システム操作マニュアル」を次に掲げる数だけ別途送付することとしている。

- | | |
|--------------------------------|---------|
| (1) 検索用ソフトウェア(署用 MO ディスク) | _____ 個 |
| (2) 「特別加入情報検索システム操作マニュアル」(印刷物) | _____ 部 |

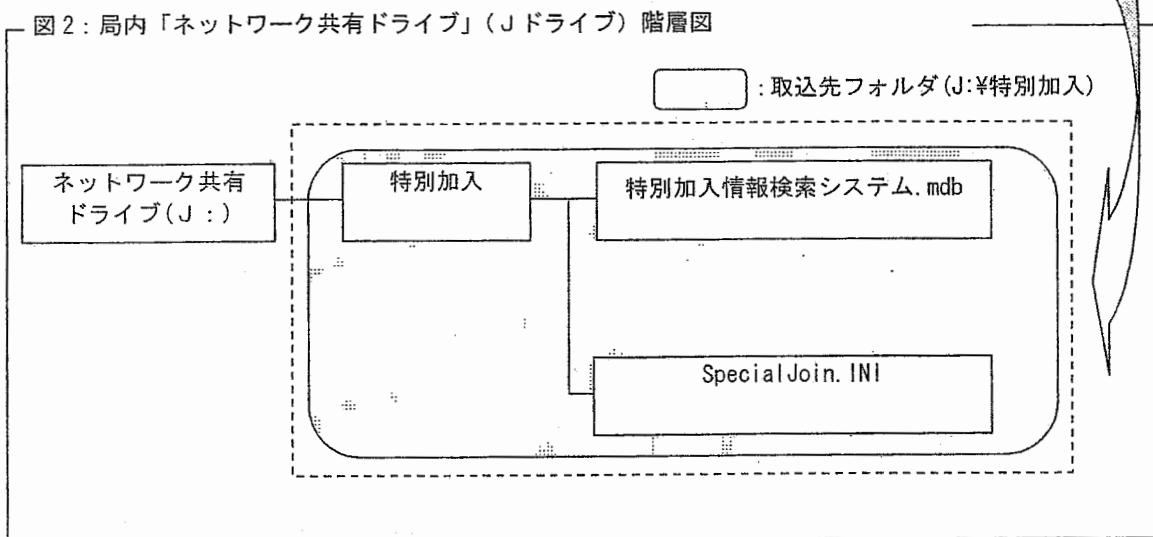
セットアップ手順書

特別加入情報検索システムの検索用ソフトウェアがMO（リムーバブルディスク）にて届きましたら、以下の作業を行ってください。

1. 『労働基準行政情報システム 機械・処理手引（概要・共通編）206 頁』を参照し、局又は署の「ネットワーク共有ドライブ」（Jドライブ）を開きます。
2. 『労働基準行政情報システム 機械・処理手引（概要・共通編）219 頁』を参照し、OCIR装置にMOを挿入し、MOドライブ（Gドライブ）を開きます。MO内の「特別加入」フォルダ（図1の点線部分）を、項番1で開いたドライブの中にコピーします。（図2参照）



コピー



3. Jドライブに「特別加入」フォルダが作成されます。

以上でセットアップが完了しました。

システムの操作方法については、「特別加入情報検索システム 操作マニュアル」を参照してください。なお、起動時の初期パスワードは [REDACTED] です。